

山梨県新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和3年11月30日まで次に掲げる感染拡大防止対策を要請します。

なお、今回の要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年9月9日（令和3年9月13日適用）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行うよう要請します。
- ② 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用（ファミリーマスク）を徹底してください。
- ③ 帰宅時及びトイレなどの共用スペース利用の前後には、手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ④ 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛するよう要請します。
- ⑤ 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域となる都道府県への移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛するよう要請します。やむを得ない事情で移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。
- ⑥ 基本的な感染防止対策の行われていない大人数での会食については、自粛するよう要請します。

会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守するよう要請します。

- ⑦ スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めるよう要請します。

2 事業者の皆様へ

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② やまなしグリーン・ゾーン認証施設においては、認証基準に基づく感染症対策の徹底はもちろん、変異株に対応した新基準への取り組みを速やかに進めてください。
- ③ 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けるよう要請します。
- ④ 全ての施設・事業所等において、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講ずるよう要請します。
- ⑤ イベント等の開催については、県が別途示した目安のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期するよう要請します。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



また、イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINEコロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



3 飲食店等の皆様へ

① やまなしグリーン・ゾーン認証を受けていない以下の施設に対し、休業を要請します。

- ・ 対象施設 飲食店・喫茶店等(居酒屋を含む。宅配・テイクアウトサービス、ホテル・旅館の宿泊客への個別の飲食の提供を除く。)、遊興施設(接待を伴う飲食店等)で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

- ・ 対象期間 令和3年9月13日（月）から9月26日（日）まで

② やまなしグリーン・ゾーン認証施設においては、従来の運用ルールに加え、以下の事項を遵守するようお願いします。

- ・ 店内BGM音量の目安を45dB以下とすること。
- ・ 不織布マスクの着用を従業員に義務化、利用者に推奨すること。

〈遊興施設（カラオケや接待を伴う飲食店）〉

- ・ カラオケ利用時を除き入口等の常時開放による換気を実施すること。
- ・ カラオケ利用時に以下のルールを徹底すること。

- 歌唱場所を換気扇の下など風下への固定や空気清浄機に向かっての歌唱など飛沫拡散防止を徹底すること。
- カラオケ利用時は歌っている人を含む利用者全員が不織布マスクを着用とともに、マスクを外す行為（飲食・喫煙等）を行わないこと。

4 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用自粛を呼びかけること。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めること。

② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけること。

5 学校向け

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、令和3年9月13日から9月30日までの間、以下の内容を要請します。

① 部活動・クラブ活動は必要最小限の活動に留めること。

- ・教育内大会(※)等に参加する意向のある部活動にあっては、十分な感染防止対策を講じたうえで、1時間30分程度で校内ののみの活動とすること。
- ・関東大会、全国大会等の上位の教育内大会等への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟が主催する大会

② 修学旅行や宿泊研修等の校外における共同生活や飲食を共にする機会のある学校行事は可能な限り延期すること。これによりがたい場合は、感染防止対策を徹底のうえ、縮小などを検討すること。

別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間 ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・施設内の定期的な消毒 ・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策の徹底
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進) ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の抑制（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限 ・複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の徹底